

分野2 保健・医療の推進

＜現状と課題＞

子どもが健やかに育つよう、障がいの原因となる疾病の早期発見が図られる体制や、きめ細かな相談を受けられる体制が必要です。

障がいのある人が身近な地域で安心して適切な医療を受けることができるよう、医療体制の充実や、障がいについての理解を、医療機関に対して一層求める必要があります。

精神に障がいのある人が安心して地域生活を送ることができるよう、精神科医療における救急医療体制の整備を図る必要があると考えられます。また、精神障がい者に対する医療費について、その負担軽減を求める声が寄せられています。

あわせて、難病患者についても、難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法）に基づき、地域で安心して療養しながら暮らし続けることができるよう、医療との連携を基本に、福祉サービスの充実を図っていく必要があります。

◆基本方針

基本方針1 健康づくりや各種検査に関する普及・啓発を推進し、障がいの原因となる疾病の予防、早期発見・早期療育を図ります。

基本方針2 難病患者を含む障がいのある人に対する保健・医療サービスの充実を図り、地域生活を支援します。

◆基本施策

基本施策1	障がいの原因となる疾病の予防対策、早期発見
基本施策2	障がいに対する適切な保健・医療サービスの充実
基本施策3	精神保健・医療の充実
基本施策4	難病に関する保健・医療施策の推進

基本施策1 障がいの原因となる疾病の予防対策、早期発見

- 保健・医療・福祉の連携により、障がいの原因となる疾病の予防、早期発見を図ります。

<重点取組>

◆ 妊婦支援相談事業

妊娠届出書を提出した全妊婦を対象として、障がいの原因となる疾病の予防及び出産後の児童虐待予防のために、母子健康手帳交付時に妊婦と面接し、リスクアセスメント（危機評価）を実施することでハイリスク妊婦を早期に把握し、安心・安全な妊娠、出産のための継続的な支援を行います。

◆ 母子関連マススクリーニング検査

新生児や乳児を対象にした障がいの原因となる疾病を早期に発見し、発症を未然に防止するためのマススクリーニング検査（集団検査）や、妊婦を対象にした甲状腺機能検査を行い、早期治療に結びつけます。また、母子保健情報を共有するとともに、医療機関、関連大学医学部、保健所・保健センターおよび衛生研究所との緊密な連携により、迅速かつ適切な患者の診断・治療に結びつけていきます。

◆^{にゅうようじけんこうしんさ}乳幼児健康診査

4^{げつじ}か月児、10^{げつじ}か月児（再来）、1^{さいらい}歳6^{さい}か月児、3^{げつじ}歳児、5^{さいじ}歳児
の子どもに対して健康診査を実施することにより、運動機能、
視聴覚等の障^こがい、精神発達^{たい}の遅滞^{けんこうしんさ}等を早期^{じっし}に発見^{うんどうきのう}し、適切な^{しちょうかくとう}
指導^{しょう}を行い、心身障^{せいしんはったつ}がいの進行^{ちたいとう}を未然^{そうき}に防止^{はっけん}するとともに、
育児^{しどう}に関する指導^{おこな}を行い、乳幼児^{しんしんしょう}の健康^{しんこう}の保持^{みぜん}及び増進^{ほうし}を
図^{いくじ}ります。

基本施策2 障^{しょう}がいに対する適切な保健・医療サービスの充実^{じゅうじつ}

- 心身^{しんしん}の障^{しょう}がいの軽減^{けいげん}を図る医療^{はか}や、医療費負担^{いりょう}の軽減^{いりょうひふたん}を目的^{けいげん}とする
各種^{かくしゆきゆうふじぎょう}給付事業^ひを引き続き^{つつ}行い、障^{しょう}がいのある人^{ひと}に対する医療^{いりょう}の充実^{じゅうじつ}
を図^{はか}ります。
- 精神^{せいしんしょう}障^{しょう}がいのある人^{ひと}や、医療的^{いりょうてきけ}ケアが^あ必要な^{ひつよう}重度^{じゅうどしょう}障^{しょう}がいのある人^{ひと}、
や医療的^{いりょうてきけ}ケアを^あ必要^{ひつよう}とする障^{しょう}がいのある子ども等^こに対する保健・
医療^{いりょう}・福祉^{ふくし}の連携^{れんけいたいせい}体制^{じゅうじつ}の充実^{はか}を図^{はか}ります。
- 札幌市^{さっぽろし}の実情^{じつじょう}に応^{おう}じた望ましい^{のぞ}医療^{いりょうたいせい}体制^{こうちく}の構築^むに向けた取組^{とりくみ}をすす
め^{すす}めます。

＜^{じゅうてんとりくみ}重点取組＞

◆^{じりつしえんいりょうひ}自立支援医療費^{しきゅう}の支給

障^{しょう}がいのある人^{ひと}に対し、その心身^{しんしん}の障^{しょう}がいの軽減^{けいげん}を図り、
自立^{じりつ}した日常生活^{にちじょうせいかつ}を営む^{いとな}ために必要な^{ひつよう}医療^{いりょう}について、自立支援^{じりつしえん}
医療費^{いりょうひ}の適切な^{てきせつ}支給^{しきゅう}を行います。

また、自立支援医療に係る適正な費用負担のあり方について、
障がいのある人の医療費の負担軽減が図られるよう、国に
対して、働きかけていきます。

◆重度心身障がい者医療費助成

重度心身障がいのある人に対して医療費の一部を助成する
ことで、重度心身障がいのある人の保健の向上に寄与すると
ともに福祉の増進を図ります。

◆医療的ケアが必要な重症心身障がいのある人に対する地域
生活支援の充実の検討（再掲）

⇒ 20ページ参照

◆さっぽろ医療計画2018の推進

市民が生涯を通して健康で安心して暮らせる社会の実現に
向けた医療・保健システムの確立を基本理念とするさっぽろ医療
計画2018に基づき、基本理念の実現に向けた施策の推進に
取り組みます。

基本施策3 精神保健・医療の充実

- 通院による精神科医療に係る自立支援医療費の支給を行い、精神に
障がいのある人に対する医療の安定的提供に努めます。
- 精神科医療における救急医療体制の充実を図ります。
- 精神に障がいのある人やその家族に対する相談支援体制の充実を
図ります。

- 児童精神科医療を中心とした関係機関のネットワークを構築・運用し、心の悩みを抱える子どもや、発達障がいのある子どもの支援体制の充実を図ります。

＜重点取組＞

◆ 自立支援医療費（精神通院医療）の支給

精神に障がいがあり、通院による精神医療を継続的に要する病状にある人に対し、その通院医療に係る自立支援医療費の支給を行います。

また、自立支援医療に係る適正な費用負担のあり方について、障がいのある方の医療費の負担軽減が図られるよう、国に対して働きかけていきます。

◆ 精神科救急情報センター運営

精神障がいのある人やその家族から、電話により精神科受診に係る緊急相談を受け、かかりつけ精神科病院又は精神科当番病院の紹介などを行います。また、精神科救急の円滑な推進のため、警察・消防・医療機関等の関係機関との調整を図ります。

◆ ほっとけない・こころ推進事業（自殺総合対策事業）

札幌市において年間400人を超える自殺死亡者を減らすため、面談や電話による相談支援、市民一人ひとりが「ゲートキーパー」（※）になることを目指した人材養成等の各事業を行います。

※ ゲートキーパー

悩んでいる人に気づき、声をかけ、話をきいて、必要な支援
につなげ、見守る人のことです。特別な資格はいりません。

◆ 精神科救急医療体制の安定的提供

緊急的に精神科医療を必要とする市民が、迅速かつ適切な医
療を受けることができるよう、精神科救急医療体制の安定的
な維持と提供に努めます。

◆ さっぽろ子どもの心の診療ネットワーク事業の推進（新規）

関係機関や市民からの依頼を受け、より適切な医療機関等を案内
（コンシェルジュ）します（さっぽろ子どものコンシェルジュ事業）。

また、北海道大学と共同で、関係機関の連携体制について全体管理を
行うとともに、研修会を実施するなど、医学的支援・人材育成を行います
（さっぽろ子どもの心の連携チーム事業）。

基本施策4 難病に関する保健・医療施策の推進

- 難病患者が、医療サービスを受けながら、地域で安心して生活を
していけるよう、医療費負担の軽減等を図るとともに、家族も含めた
相談支援体制の充実を図ります。
- 難病に係る知識等について、患者本人や家族だけでなく、広く市民
へ周知を図ります。
- 難病患者が、必要な障害福祉サービスを利用できるよう、関係
機関と連携しながら、制度周知を図ります。

＜重点取組＞

◆ 特定医療費（指定難病）医療費助成

難病患者の良質かつ適切な医療の確保や療養生活の質の維持向上を図るため、指定難病に関する医療費の一部を助成します。

◆ 難病相談支援センター事業

難病患者やその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、地域交流活動の推進や、当事者主体の活動の支援等を行う難病相談支援センターを設置します。

◆ 在宅人工呼吸器使用患者支援事業

在宅で人工呼吸器を使用している難病患者が必要とする看護について、診療報酬とは別に訪問看護を実施することにより、在宅療養を支援するとともに、適切な医療の確保を図ります。

◆ 札幌市難病患者等地域支援対策推進事業（一部新規）

難病患者やその家族等の療養上の不安解消を図り、適切な在宅療養支援を行えるよう、保健センター職員による面接・訪問相談や、難病に関する専門の医師、理学療法士等による相談事業を実施します。

また、平成30年度中に、難病患者の支援体制の整備等について、関係機関にて協議を行う難病対策地域協議会を設置します。

◆ 難病患者等地域啓発事業

なんびょうかんじゃ かぞくとう なんびょう かん ちしき ぎじゆつ しゅうとく
難病患者やその家族等が、難病に関する知識や技術を習得することに
ちいき なんびょうかんじゃ りょうようせいかつかんきょう せいび
より、地域における難病患者の療養生活環境を整備します。